

【オプトレ！】店頭通貨バイナリーオプション取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
第 8 条（口座の開設手続および名義）	<p>1. 当社がお客さまの 外貨 ex 口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により外貨 ex 口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座と同一であるため、お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座の口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. 当社がお客さまの 外貨 ex 口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により外貨 ex 口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座、<u>トレードコレクター口座</u>と同一であるため、お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座、<u>トレードコレクター口座</u>の口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座、<u>トレードコレクター口座</u>の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。</p> <p>(省略)</p>
第 29 条（本口座の停止または解約）	<p>1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、または外貨 ex 口座のいずれかの停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが</p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座または<u>トレードコレクター口座</u>の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが</p>

	<p>同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 外貨 ex 口座が停止された時。</p> <p><u>(6) 当社により過誤入金となされた時。</u></p> <p><u>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、<u>または外貨 ex 口座のいずれかの解約の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座が解約された時。</p> <p>(8) お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っているとして当社にて判断した場合。</p> <p>(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p> <p>(省略)</p>	<p>同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 外貨 ex 口座が停止された時。</p> <p><u>(6) <u>トレードコレクター</u>口座が停止された時。</u></p> <p><u>(7) 当社により過誤入金となされた時。</u></p> <p><u>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、<u>外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座<u>またはトレードコレクター口座</u>が解約された時。</p> <p>(8) お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っているとして当社にて判断した場合。</p> <p>(9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p> <p>(省略)</p>
--	---	---